

## 令和4年度「年末の交通事故防止運動」の実施について

ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域と一体となった道路交通環境づくりを推進することにより、交通事故防止の徹底を図るため「年末の交通事故防止運動」を実施します。

### 1 運動の実施期間等

#### ア 期間

令和4年12月1日(木)から10日(土)までの10日間

#### イ 交通安全の日

12月1日

- ・「交通安全意識を高める日」
- ・「みんなで迷惑駐車をなくする日」

12月2日

- ・「自転車安全利用の日」

#### ウ 運動重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

#### エ 県内市町等における主な行事

別添のとおり

- ・ 県民局、県民センター別主要行事予定一覧
- ・ 神戸市内各区別主要行事予定一覧
- ・ 市（神戸市を除く）別主要行事予定一覧
- ・ 町別主要行事予定一覧

### 2 資料

- (1) 令和4年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱
- (2) 令和4年度「年末の交通事故防止運動」啓発チラシ